

## 社会保障審議会少子化対策特別部会保育第二専門委員会

### 第1回(8/6)～第6回(11/24)における委員等から出された主な議論

#### (目次)

#### 1 多様なサービス類型について

○ 必要な子どもに保育を保障するための基本的な考え方	3
・ 公的保育サービスに必要な観点	3
○ 多様なサービス類型の必要性	5
○ 多様なニーズへの対応	
① 家庭的保育サービス	6
② 小規模保育サービス	9
③ 短時間勤務等	10
④ 早朝・夜間・休日保育	10
⑤ 事業所内保育施設	11
⑥ 住所地以外の保育サービス利用	12
⑦ 人口減少地域における対応	13
○ 認定こども園の活用	14
○ 一時預かり	15
○ 訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ	15
○ その他	16

## 2 参入の仕組みについて

○ 基本的な考え方	17
○ 指定の仕組みの必要性	18
○ 指定の法的性質	19
○ 指定と認可の関係	19
○ 指定基準の考え方	20
○ 認可保育所が果たすべき役割の整理	22
○ 適正なサービス確保	22
○ 休廃止の際のサービス確保	23
○ 運営費の用途制限	24
○ 運営費の用途制限の範囲	26
○ 配当	27
○ 会計処理	28
○ その他	29

## 1 多様なサービス類型について

項目	論点及び意見
<p>○ 必要なすべての子どもに保育を保障するための基本的な考え方</p>	<p>◎ 公的保育サービスの対象の考え方としては、質の確保を図りながら、量的拡大を図ることが必要。そのためには現在の認可外保育施設も含め、客観的基準（最低基準）を満たした事業者を新制度の費用の支払いの対象とすることを基本とする。</p> <p>◎ すべての子どもにとって公的保育を保障する観点と、多様なニーズへの対応の観点から、サービスの質を確保しつつ、多様なサービス類型について、公的保育サービスとして位置づける必要があることは共通認識。</p> <p>◎ 人口減少地域においても保育サービスが提供できる仕組みが必要。</p> <p>◎ 市町村がサービス提供体制の確保を果たす責務があり、国・地方を通じて、そのために必要な財源の安定的確保が必要。</p>
<p>・ 公的保育サービスに必要な観点</p>	<p>◆ 「新たな保育の仕組み」においては、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与（例外ない公的保育の保障）</p> <p>①子どもに対する保育保障する仕組み →必要な子どもすべてにサービスが行き届く必要。</p> <p>②潜在ニーズの顕在化にも対応できる仕組み →ニーズに応じたサービス提供事業者の量的拡大が図られることが必要。</p> <p>③多様な保育ニーズに対応できる仕組み →多様な給付メニューが必要。</p> <p>④人口減少地域においても必要な保育サービスが提供できる仕組み →小規模サービス等について、検討が必要。</p>

◆ 公的保育サービスの対象の考え方としては、質の確保を図りながら、量的拡大を図ることが必要。そのためには現在の認可外保育施設も含め、客観的基準（最低基準）を満たした事業者を新制度の費用の支払いの対象とすることを基本とする。

○ 公的保育サービスに必要な観点は、

- ・ すべての子どもに質・量の確保されたサービスを保障をすること
- ・ 制度全体として安定的な財源が確保された下で、サービスの質が確保され、サービスの継続利用・提供が安定的に確保されること（事業者による安定的事業運営、サービスの継続利用が保障される仕組み）
- ・ これらが公的な制度として担保され、国・自治体がそれぞれの役割を果たすこと。

○ 市町村がサービス提供体制確保の責務をきちんと果たすことが必要であり、そのために必要な財源の安定的な確保を国・地方を通じて図っていくことが前提となる。

○ いわゆる「定型的保育サービス」と「非定型的保育サービス」がかつてほど明確に線引きできない部分がある。定型的保育サービスもいくつかのパターンが必要

非定型的保育サービスも、認可保育所の機能を拡大する方向を考えるとともに、すでにあるインフラの活用、多様な主体によるサービスがあってもよいのでは。

◆ すべての子どもにとって公的保育を保障する観点と、多様なニーズへの対応の観点から、サービスの質を確保しつつ、多様なサービス類型について、公的保育サービスとして位置づける必要があるのではないか。

○ 多様なニーズが存在し、それに対応していくことが必要というのは共通認識。

○ すべての保育ニーズを認可保育所や現在の保育制度ですべて吸収しようとするのは現実的ではない。

現在の保育要件を満たしていない人も実際には保育のニーズ・子どもを預けたいというニーズはあり、そのような人たちも利用できる、定期的な短時間利用など、多様な保育サービスの受け皿を用意することが必要。

○多様なサービス類型の必要性

- ◎ 公的保育サービスについては、多様なサービス類型が必要。その際、認可保育所を質・量ともに拡充することを基本に置きつつ、既にある社会的資源の活用を図るという考えが大事。
- ◎ 多様なニーズに応えるために、家庭的保育、小規模保育、保育所分園などの活用が必要。
- ◎ 自治体単独施設等について、一定水準以上の施設を計画的に最低基準到達支援が必要。また、基準を下回る施設利用者についての公平性の確保の検討が必要。

- ◆ 一定の客観的基準を満たした施設について、費用支払いの対象とすることが必要。
- ◆ 家庭的保育、小規模保育、保育所分園などの活用が必要。
- ◆ 以下の課題についても検討が必要。
  - ・ 自治体単独施設等について、一定水準以上の施設を経過的に最低基準到達支援をすることが必要。
  - ・ 基準を下回る施設利用者についての公平性の確保が必要。
- 多様なサービスについては、保育所保育を基本に置きながら、認可保育の拡大を最優先の課題として位置づけるべき。その上で「選択しうるサービス」の領域を増やし、子どもの発達・安全性の観点から、それらのサービスの質を高めていくということには賛成。
- 量的拡大ニーズとニーズの多様化は、費用を負担する国民のニーズであり、費用負担の納得が得られるよう、認可保育所を質・量ともに拡充することを基本としつつ、同時に多様な社会資源を排除しないという考えが大事。
- 多様なサービスを考えるにあたり、すでにある事業者・インフラを活用しながら、拡充を行う必要。
- 「公的保育サービス」の対象範囲に基準を下回る施設を入れることは、保育の質を引き下げることにつながるため、容認できない。
- 「基準を下回る施設利用者についての公平性の確保」については、このような施設の利用者・子どもに対して権利擁護が必要。質の低い保育を公が認め、推進していくことはあってはならず、最低基準を確保し認可を取得することを前提とするよう、質の確保と財源確保を図るべき。

○ 多様なニーズへの対応①（家庭的保育サービス）

- ◎ 家庭的保育については、量的拡大の受け皿として拡充するとともに、多様なニーズとして拡充することが必要。
- ◎ 家庭的保育サービスについては、公的保育サービスの一つとして位置づける必要。
- ◎ 3歳以上児となる際の集団保育への連携について、配慮が必要。
- ◎ 家庭的保育については、
  - ・ 自治体の実施体制の確保、研修体制の確保、家庭的保育の支援者・連携保育所の役割の整理などが課題。
  - ・ 家庭的保育者が孤立した働き方とならないよう、補助者も含め複数人による体制の確保などにより、安定・安心な事業実施のための仕組みを検討。

- ◆ 家庭的保育について、量的拡大の受け皿として拡充するとともに、多様なニーズへの対応として、拡充することが必要。
- ◆ 家庭的保育サービスについては、公的保育サービスの一つとして新しい保育の仕組みに位置づける必要。
- ◆ 3歳以上児となる際の集団保育への連携について、配慮することが必要。
- 分園、家庭的保育など、小規模サービスについて、自治体ごとに差がある現状。普及していないことについての分析が必要。
- そもそも家庭的保育がなぜ伸びないのか分析が必要。家庭的保育を提供したいという事業者がいるのか。サービスの提供者側にそのようなニーズがないのでは。そのあたりの精査も必要。

(課題分析したもの(第3回事務局資料))

- 家庭的保育の実施のための体制整備は、自治体の責任で実施すべき。
- 自治体の支援の体制や、費用支払いの仕組みなど、家庭的保育の仕組みは自治体によってまちまちであるのが現状。
- 家庭的保育者個人が利用者の選定、休暇の場合の代替の確保を図る場合など、負担が大きく、自治体の支援体制を確保する必要がある。
  
- 家庭的保育者の確保のためには、研修体制の充実、環境整備が必要。
- 孤立した不安定な働き方から、支援・連携体制の確保や共同化などで安定・安心な働き方を実施することにより、家庭的保育者を確保
- 月～土をフルで働きたいという希望者は未だに多くなく、空いた時間に働きたいというニーズが多い状況。家庭的保育の補助者から徐々に本格稼働といったモデルも活用が考えられるのではないか。
  
- 家庭的保育を支援する体制の確保のためには、家庭的保育者を支援する体制として、家庭的保育支援者の養成や、家庭的保育の補助者の確保が必要。
- また、保育所等との連携のために、連携保育所の果たすべき役割、家庭的保育者と保育所の連携の方法を、きちんと整理する必要。
  
- 家庭的保育については、保育者2人以上の体制(保育者2人で子ども数6人程度、うち保育者1人は有資格者)を確保すべき。
- 家庭的保育については、保育の質の観点から、本来的には資格要件については確保すべき。密室性を回避するため、特に3歳以上児の集団保育の観点からも、認可保育所との連携強化を図る必要。
- 家庭的保育事業において、認可保育所が積極的に関わるためのインセンティブが働く仕組みが必要。また、3歳以上における保育所保育の保障と、希望した場合の保育所への連続性のある移行を図る仕組みが必要。

- 独立した家庭的保育者が集まって行うのは非現実的。保育者に補助者をつけるかたちで横浜では実施している。それが非常に現実的。
- 家庭的保育を公的保育サービスとして位置づけるならば、一人で保育するのはよくない。一人で保育するのはリスクがあるというということと、保育者の職場として一人親方的な職場はよくない。ファミリー・サポート・センターやベビーシッターは組織が関与しているので、研修や指導を受けることができる。
- そもそも、家庭的保育が事業としてなりたちうるのか、ということが問題。その上で、家庭的保育の検討会の中でも質の確保のためには保育士であること、フォローアップ研修や連携保育所など、必要との議論があった。
- 一人でやっているのはすべてダメというのではなく、例えば、NPO 法人が家庭的保育者を複数集めネットワーク化しお互いの補完体制をサポートするような事業に対して助成するモデルなど、いろいろなやり方が考えられるのではないか。

◆ 家庭的保育者が複数集まって実施する仕組みも考えられるのではないか。

- 家庭的保育、分園は、単体ではなく、本園となる保育所が中心となってネットワークのようにつながって実施していくことが必要。
- 過疎地における家庭的保育の活用としては、例えば公立保育所が閉鎖をする場合に、保育所の職員等がその地域に保育活動を残すために家庭的保育を複数の保育者により実施するというスキームが考えられるのではないか。その場合には、一人の保育者が3人の子どもの保育を行うという形ではなく、保育者がチームを組んで子どもを保育する仕組みがよいのではないか。
- 保育士が家庭的保育をする際、そのための研修が必要なように、家庭的保育者の連合体のようなものについては、保育士同士の連携等のトレーニングが必要。
- 家庭的保育事業の保育士が複数集まった形で実施する小規模サービスのモデルは、認可外保育施設を推進することになり、基準の低下を招くことから、容認できない。



○ 多様なニーズへの対応  
② (小規模保育サービス)

- ◎ 量的拡大の受け皿としての拡充と、多様なニーズへの対応としての拡充が必要。
- ◎ 小規模サービスについては、
  - ・ 小規模定員の保育所や、過疎地における多機能型の保育所の導入の仕組みが必要。その際、定員の引き下げや小規模サービスを維持できる財政保障が必要。
  - ・ 複数の保育士等が集まって行う小規模サービスの仕組みも検討。
  - ・ 中心となる保育所が共通機能を持ちつつ、分園を推進する連携する仕組みも検討。

- ◆ 量的拡大の受け皿としての拡充（特に0～2歳児）と多様なニーズへの対応としての拡充が必要。
- ◆ 小規模サービスは、大規模施設と比較して、初期投資費用が軽微であることから、機動的な設置が可能。
- ◆ へき地などの人口減少地域などにおける小規模定員の保育所や、多機能型の保育所の導入が必要。
- ◆ 家庭的保育者が複数集まった形で実施する小規模サービスの仕組みについて検討が必要。
- ◆ 中心となる保育所が共通機能を持ち、分園を複数持つ場合や別の法人が分園を設置する仕組みの検討。

- 小規模保育については、過疎地域対策と待機児童対策の両方に期待されているのではないかと。  
過疎地域対策としての小規模サービスについては、もう少し定員を引き下げることができないのか。現在認定こども園では10名で保育として認められていることも参考になるのではないかと。
- 保育ニーズへの解決のためには、小規模保育を認めていくということが必要。例えば、最小規模を5名とし、家庭的保育、延長保育、一時預かり、休日保育、相談事業、児童クラブ等の各種事業を多機能に提供する仕組みを積極的に導入可能な仕組みとすべきではないか。その際、小規模サービスを維持できる財源確保が必要。
- 小規模の認可保育所は、人口減少地域のみではなく、待機児童が発生している都市部でも、有効。最低基準の下に20人未満の定員でも柔軟に運営できる小規模保育所を認めるべき。
- 認可保育所の小規模化は、都市部の待機児童解消に向けた効果があるのではないかと。
- 機能を特化した小規模保育所～乳児、病児・病後児等は、都心部の待機児童対策に有効ではないかと。

<p>○ 多様なニーズへの対応 ③ (多様な働き方：短時間勤務等)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 短時間勤務等の「通常保育」のみでは対応しきれないニーズに対応するサービス類型が必要。 ◎ 量的拡大の受け皿や短時間勤務等の多様なニーズの受け皿として、認定こども園制度の充実が必要。</p> </div> <p>◆ 短時間勤務等の「通常保育」のみでは対応しきれないニーズに対応するサービス類型が必要ではないか。 ◆ 量的拡大の受け皿や短時間勤務等の多様なニーズの受け皿として、認定こども園制度の充実が必要ではないか。</p> <p>○ 現在の保育要件は満たしていない人も、現在の通常保育のような長時間の保育ではなく、定期的に短時間利用できる保育を望むニーズがある。これらの人たちが利用できる保育の受け皿を用意することが必要。(再掲)</p> <p>○ 例えば、職業訓練や求職期間、あとは短時間勤務からフルタイムへと、結婚や出産を理由に労働市場の外にいた人たちが非就労から就労に移行する経過というのは多様。その意味で、すべての子どもに対する保育サービスを整備することは意義があると思う。</p> <p>○ 多様なニーズへの対応のためには、財源をきちんと担保し、短時間利用者・一時預かり利用者のための質の確保された量の整備を行うことが必要。また、認可保育所ですべてのニーズは受け入れられるものではなく、ワークライフバランス等の推進などとともに、包括的な推進が必要。</p>
<p>○ 多様なニーズへの対応 ④ (多様な働き方：早朝・夜間・休日保育)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 個々の子どもに対する保障といった仕組みに十分対応できる認可保育所等の受け皿拡充が必要。 ◎ すべての子どもに公的保育を保障する観点から、現状として認可外保育施設で対応されているものについて公的保育サービスの一類型として位置づけていくことを検討するとともに、子どもの育ち、生活リズムといったことを基本を考えつつ、通常の昼間の保育とは異なる早朝・夜間の特性を踏まえた基準の在り方の検討が必要。 ◎ その際、子どもの視点に立って、夜間保育等の充実だけを前提にせずに働き方の見直しを進めることも必要。</p> </div> <p>◆ 個々の子どもに対する保障といった仕組みに十分対応できる認可保育所等の整備による受け皿拡充が必要。 ◆ すべての子どもに公的保育を保障する観点から、以下の課題について検討が必要。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状として認可外保育施設において対応されているものについて、公的保育サービスの一類型としての位置づけが必要。</li> <li>・ 昼間の保育とは、異なる早朝・夜間保育の特性（就寝時間を挟むこと等）に合った形の基準の在り方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間保育についても、子どもの育ち、生活リズムといったことを基本的に考える必要がある一方、現実ニーズが存在。質の確保を図っていくことが必要。</li> <li>○ 多様な就労の仕方といえども、子どもにひずみが来る働き方が果たしてよいのか。小さな子どもを育てている世代ほど、企業は守るべきで、その世代に限っては夜間保育が必要となるような働き方をさせないということもあるはず。その努力をせずに、夜間保育などの保育の形態ばかり用意したら子どもの育ちは守れない。</li> <li>○ 早朝・夜間帯保育は昼間の保育よりも、より個別的なケアを必要とするため、手厚い人員配置・環境整備とすることが必要。</li> <li>○ 「休日」に働く人がいるのは事実であり、休日保育にも十分配慮すべき。</li> <li>○ 病児・病後児はとても重要。いつ起こるか分からない状況において、仕組み方は難しいと思うが、そこは逃げないで真剣に考えてほしい。</li> <li>○ 様々なニーズがあるということを受け止めた上で、より質の高いものを用意していく必要。</li> <li>○ 休日や病児・病後児はなぜ増えないのか。事業者へのインセンティブ付けが足りないと思う。</li> </ul>
<p>○ 多様なニーズへの対応 ⑤（事業所内保育施設）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業所内保育施設についても、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべき。</li> <li>◎ その際、事業所内保育施設が福利厚生の一環としての側面を持つことにつき、整理が必要。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所内保育施設についても、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべきではないか。</li> <li>◆ その際、事業所内保育施設が従業員への福利厚生という側面を有している点についてどのように整理するか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所内保育施設は、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべき。</li> <li>○ 事業所内保育施設が福利厚生の一環としての側面を持つことにつき、何らかの整理が必要。</li> <li>○ 福利厚生として始まった事業所内保育施設を公的保育サービスとして位置づけるに当たっては、最低基準に準拠して整備を推進することが必要。</li> </ul>
<p>○ 多様なニーズへの対応 ⑥（住所地以外の保育サービス利用）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 住所地市町村以外の保育サービスを利用する子どもへの保障をしていくことが必要。</li> <li>◎ 保育サービスは、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることも踏まえつつ、住所地以外の保育サービスを考える必要。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 個々の子どもに対する保障といった仕組みとしていく上で、住所地市町村以外の保育サービスを利用する子どもへの保障をしていく必要性があるか。</li> <li>◆ 職場の近くにおける保育ニーズについて、親と子どもの生活を重視する観点も踏まえ、事業所内保育所以外でも保障可能な仕組みを検討する必要があるのではないか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住所地以外の保育サービスの利用は特例とすべき。</li> <li>○ 市町村合併による施設の統廃合等により住所地以外の市町村の保育サービスの利用ニーズは増加。</li> <li>○ 人口減少地域においては職場が住所地以外にしかないこともある。そのような場合には、職場のある自治体の保育所にあずけていることが多い。そのような現状が困ることがないように配慮してほしい。</li> </ul>

○多様なニーズへの対応  
⑦(人口減少地域における対応)

- ◎ 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けることができるよう、小規模サービス類型が必要。
- ◎ へき地保育所も含め、過疎地における小規模サービスについては、相応の財政支援が必要。
- ◎ 多機能型サービスについては、
  - ・多様な保育・子育てニーズに対応するシステムとして、多機能型を積極的に導入可能な制度とするべき
  - ・過疎地対策としての家庭的保育者がチームを組んで子どもをみる仕組みもありうるのではないか
  - ・過疎地においては認定こども園の活用が考えられるが、その際、多機能型とすることが考えられるのではないかなどの意見も踏まえて検討が必要。

- ◆ 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けることができるよう、小規模サービス類型の必要性とその場合の基準等の在り方の検討が必要。
  - 過疎地において、小規模施設を考えるとときには、経営がなりたつような配慮が必要。
  - 人口減少地域における保育サービスについては今後数年内にクローズアップされる大きな問題。詳細な議論をする必要。
  - 過疎地域対策としての小規模サービスについては、もう少し定員を引き下げることができないのか。現在認定こども園では10名で保育として認められていることも参考になるのではないか。(再掲)
- ◆ 「へき地保育所」における財政支援が一定の水準にとどまっており、こうした地域の厳しい状況と地域の子ども集団の保障の観点から、相応の財政支援が不可欠ではないか。
  - へき地保育所については、過疎地の保育需要を支えているにもかかわらず、財政支援が一定水準にとどまっている。過疎等で子どもが少ない地域に会っては、子どもの育みに厳しい状況と子ども集団の保障の観点から、財政支援を図る必要。

	<p>◆ 多機能型サービスを位置づける場合の対象地域をどう考えるか。また、その基準の在り方をどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な保育・子育て支援ニーズに対応するシステムとして、多機能型を積極的に導入可能な制度にする。</li> <li>○ 過疎地における家庭的保育の活用としては、例えば公立保育所が閉鎖をする場合に、保育所の職員等がその地域に保育活動を残すために家庭的保育を複数の保育者により実施するというスキームが考えられるのではないか。その場合には、一人の保育者が3人の子どもがいるという形ではなく、保育者がチームを組んで子どもをみる仕組みがよいのではないか。(再掲)</li> <li>○ 過疎地においては、小規模型よりも多機能型の認定こども園というのがよいのではないか。</li> <li>○ 幼稚園がない地域における保育所の役割は重要で、多機能とすることでより多様な子育てニーズへの対応が可能となる。必ずしも「認定こども園」にする必要はない。</li> <li>○ 過疎地においては、一人二人のためのサービスだと、市町村が認めない場合にはできない状況。過疎地であっても、一人の個人が必要であれば、多様なサービスが提供できるようなサービスにしてほしい。</li> </ul>
<p>○ 認定こども園の活用</p>	<p>◎ 認定こども園について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可されていない幼稚園機能・保育園機能部分への財政支援、二重行政の事務負担の解消を図り、より積極的な支援をしていくべき</li> <li>・ 地方の状況からは、幼稚園・認定こども園を含めた就学前施策全体で考えるべき、都市部は待機児童対策として幼稚園側への積極的な支援をしていくべきなどの意見も踏まえて検討が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方の状況を考えると、幼稚園、認定こども園を含めた就学前施策全体で考える必要があるのではないか。都市部では待機児童が多く困っているという状況もあり、今でも可能であるが、より積極的な支援を幼稚園側にしていくべきではないか。</li> <li>○ 認定こども園について、過疎地についても全国統一の基準とするのか、二重基準とするのか検討が必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定こども園については、認可されていない幼稚園機能・保育機能部分について財政支援が不十分であること、二重行政による事務負担が大きいことが要因。解消をすすめるべき。</li> <li>○ 「認定こども園」については、質の検証を図るべきである。</li> </ul>
○一時預かり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 一時預かりは、すべての子育て家庭への保障として位置づける必要。</li> <li>◎ 短時間勤務の受け皿としての機能を踏まえたサービス類型の位置づけを検討する必要。</li> <li>◎ ベビーシッターなどの訪問系のサービスなど、他の代替サービスについての位置づけも検討。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一時預かりは子育ての不安感・負担感を払拭するためにすべての子育て家庭への保障として位置づける必要。</li> <li>◆ 充実についての希望も多く、今後、需要が拡大する中、受け皿の拡大が必要。</li> <li>◆ 短時間勤務の受け皿としての機能を踏まえたサービス類型の位置づけをどう考えるか。</li> <li>◆ 訪問系のサービス等、一時預かりサービスと代替的關係にあるサービスをどう位置づけていくか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時預かりのみでは採算があわない。週2回や週3回の定期利用とも合わせた形での対応を考える必要。</li> </ul>
○訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所保育は集団保育であり、一定の人数が集まらないとできない。休日保育や夜間保育など保育所保育ではどうしても保障できない地域は過疎地などの特殊な地域だけではない。そういう場合でも、子どもにサービスが保障されるよう、ベビーシッターやファミリー・サポート・センターなどについても多様な給付類型の一類型として位置づけるべき。</li> <li>○ ベビーシッターはフルタイムの雇用を支えるのは難しい。認可のフルタイムの代わりにはならないと思う。</li> </ul>